

事務配分の検討の流れ等について（案）

現在、当幹事会では、都から特別区への「移管対象事務の選定基準」及び「具体的な事務移管の是非を判断する基準」の検討を行っているが、この過程で議論を円滑に進めるため、それぞれの基準のイメージや事務配分の検討の流れについて、考え方を整理することが必要となった。

そこで、「移管対象事務の選定基準」及び「具体的な事務移管の是非を判断する基準」の考え方を次のように整理し、事務配分の検討を下図のように進めることとしたい。

「移管対象事務の選定基準」とは、移管の検討対象事務を選定するための基準とする。

「具体的な事務移管の是非を判断する基準」とは、検討対象事務に適用して移管すべきと考えられる事務を選定するための基準とする。

